

○川口市美術品等取得基金条例

令和6年3月4日条例第4号

川口市美術品等取得基金条例

(設置)

第1条 美術作品、美術に関する資料等の取得に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、川口市美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、10,000,000円とし、次に掲げる資金をもって、これに充てる。ただし、当該額に達するまでの間は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより繰り入れた額の累計額とする。

(1) 基金の目的に沿う寄附金

(2) 基金の運用から生ずる収益

2 市長は、必要があるときは、予算の定めるところにより、前項各号に掲げる資金の額を基金に追加して繰り入れることができる。

3 前項の規定により繰り入れが行われたときは、基金の額は、繰り入れた額相当額増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。